

記載例①

令和7年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書



収入金額とは・・・ 社会保険料や所得税、住民税などが控除される前の総支給額（非課税分を除く）
所得金額とは・・・ 給与などの収入金額に応じて必要経費相当額として定められた「給与所得控除額」を収入金額から差し引いた金額。
（年金の場合は「公的年金等所得算出表」から算出）
よって 「所得金額」＝「収入金額」－「必要経費」となります。

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

1

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号		老人扶養親族 (昭和31.1.1以前生)	令和7年中の 所得の見積額	非居住者である親族	住所又は居所	異動月日及び事由 (令和7年中に異動があった場合に記載してください (以下同じです。))	
		あなたとの続柄	生年月日			生計を一にする事実			
主たる給与から控除を受ける 源泉控除対象配偶者 (注1) 控除対象扶養親族 (16歳以上) (平22.1.1以前生)	タナカ ヨウコ	2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	特定扶養親族 (平15.1.2生～平19.1.1生)	450,000	(該当する場合は○印を付けてください。)	岐阜県岐阜市・・・		
	田中 洋子		昭・大平 52・11・16						
	1	タナカ シゲル	3 3 3 3	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	☒ 同居老親等 ☐ その他	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払	〃		
	田中 茂	父	昭・大平 25 5・17	☐ 特定扶養親族					
	2	タナカ ショウヘイ	4 4 4 4	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	☐ 同居老親等 ☐ その他	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払	〃		
	田中 祥平	子	昭・大平 17・10・15	☒ 特定扶養親族					
	3	タナカ アイコ	5 5 5 5	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	☐ 同居老親等 ☐ その他	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払	〃		
	田中 愛子	子	昭・大平 20・4・10	☒ 特定扶養親族					
	4	グエン ティ フォン リエン Nguyen Thi Hong Lien			☐ 同居老親等 ☐ その他	☒ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払	261 Dien Bien Phu...		
	障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生 C	☒ 障害者	区分 該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の(9)をお読みください。)		
		一般の障害者			(人)	【障害者の場合】田中太郎 身体障害者1級 障害者手帳交付日 平成23年5月11日			
		特別障害者	☒		(人)				
		同居特別障害者			(人)				

上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。

2

D 他の所得者が 控除を受ける 扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者		異動月日及び事由
					氏名	住所又は居所	
			明・大・昭 平・令				
			明・大・昭 平・令				

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

3

16歳未満の 扶養親族 (平22.1.2以後生)	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国外扶養親族 (該当する場合は○印を付けてください。)	令和7年中の 所得の見積額(※)	異動月日及び事由	
1	タナカ ヨタロウ 田中 虎太郎	6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	子	昭・大平 25・11・11	岐阜県岐阜市・・・		0 円		
2							円		
退職手当等を有する 配偶者・扶養親族	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族 (該当する項目にチェックを付けてください。)	令和7年中の 所得の見積額(※)	障害者区分	異動月日及び事由
						☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払	円	☐ 一般 ☐ 特別	
				明・大・昭 平・令					寡婦又はひとり親 ☐ 寡婦 ☐ ひとり親

◎この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるための提出するもので、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。
◎この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。
◎この申告書の記載に当たっては、裏面の「1 申告についてのご注意」等をお読みください。

記載のしかたはこちら



[扶養控除申告書] 各項目解説（記載が必要になる条件）

区分	名称	解説
①ーA	源泉控除対象配偶者	本人と生計を一にする配偶者で、今年中の合計所得金額の見積額が 95 万円以下の人 ※配偶者(特別)控除を受けるには、この欄の記載の有無に関わらず「配偶者控除等申告書」の提出が必要→記載例 B 参照
①ーB	扶養親族	生計を一にする親族で、今年の所得金額が 58 万円以下の人
	控除対象扶養親族	扶養親族の内、下記のいずれかに該当する人 ・国内居住者のうち 16 歳以上の人（H22.1.1 以前生の人） ・非居住者（国外に住んでいる人）のうち一定の要件に当てはまる人（詳しくは「資料 A」をご確認ください） ※「非居住者である親族」欄の該当する条件に✓が必要
	老人扶養親族(同居老親等)	扶養親族のうち 70 歳以上（S31.1.1 以前生）の人(左記のうち本人又はその配偶者の直系尊属で、本人等と同居している人)
	特定扶養親族	扶養親族のうち、19 歳以上 23 歳未満（H15.1.2 から H19.1.1 生）の人※合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の場合「特定扶養親族」には該当しませんが、「特定親族特別控除」の対象となるため「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の提出が必要 →記載例 B 参照
①ーC	障害者（一般・特別・同居特別）	本人、配偶者、扶養親族の中に自治体等から障害者判定を受けている人※障害者手帳等の写しの提出が必要
	寡婦	本人が下記のいずれかに該当する人 ・夫と離婚した後婚姻をしていない人で、扶養親族を有しておりかつ本人の合計所得金額が 500 万円以下である人 ・夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死の明らかでない人で、本人の合計所得金額が 500 万円以下である人 ※上記の条件に該当しても、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいる場合は該当しないので注意
	ひとり親	本人が現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死が明らかでない人で下記のいずれにも該当する人 ・生計を一にする子（今年の所得金額が 58 万円以下の子に限る）を有する ・本人の合計所得金額が 500 万円以下である ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない
	勤労学生	本人が学生であり、合計所得金額が 85 万円以下であり、かつ合計所得金額のうち給与以外の所得金額が 10 万円以下である人
	障害者又は勤労学生の内容	障害者又は勤労学生に該当する(人がいる)場合、その該当する事実やその人の氏名を記載 ※障害者に該当する場合の書き方は、記載例 A を参照
③ 住民税に関する事項	16 歳未満の扶養親族	H22.1.2 以後生の扶養親族を記載
	退職手当を有する配偶者・扶養親族	退職手当等（源泉徴収されるものに限る）の支払いを受ける合計所得金額 133 万円以下の配偶者又は扶養親族を記載

[給与所得金額算出表] 国税庁 HP より抜粋

給与の収入金額	円 A	
給与の収入金額 A	給与所得の金額	
1円以上 650,999円以下	0 円	
651,000円以上 1,899,999円以下	A - 650,000 円	
1,900,000円以上 3,599,999円以下	A ÷ 4(千円未満切捨て) = B ,000 円	B × 28 - 80,000 円
3,600,000円以上 6,599,999円以下	A ÷ 4(千円未満切捨て) = B ,000 円	B × 32 - 440,000 円
6,600,000円以上 8,499,999円以下	(A) × 90% - 1,100,000 円	
8,500,000円以上	(A) - 1,950,000 円	

[公的年金等所得算出表]

① 65 歳以上

公的年金等の収入金額 A	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
330万円以下	110万円	100万円	90万円
330万円超 410万円以下	A × 25% + 27万5,000円	A × 25% + 17万5,000円	A × 25% + 7万5,000円
410万円超 770万円以下	A × 15% + 68万5,000円	A × 15% + 58万5,000円	A × 15% + 48万5,000円
770万円超 1,000万円以下	A × 5% + 145万5,000円	A × 5% + 135万5,000円	A × 5% + 125万5,000円
1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円

② 65 歳未満

公的年金等の収入金額 A	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
130万円以下	60万円	50万円	40万円
130万円超 410万円以下	A × 25% + 27万5,000円	A × 25% + 17万5,000円	A × 25% + 7万5,000円
410万円超 770万円以下	A × 15% + 68万5,000円	A × 15% + 58万5,000円	A × 15% + 48万5,000円
770万円超 1,000万円以下	A × 5% + 145万5,000円	A × 5% + 135万5,000円	A × 5% + 125万5,000円
1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円